

## 植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正案について寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

## 1 パブリックコメント

(1) 実施期間：令和7年3月14日から4月12日まで

(2) 提出意見：3通

(3) 御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	反対	国内及び諸外国における有害動植物の最新の発生状況等に基づき、リスクに応じた輸入植物検疫措置を講じることが、我が国の農業生産の安全を守るために重要と考えております。
2	<p>植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正案について、現行の内容では農業従事者や輸入業者に深刻な影響を及ぼし、国内農業の衰退を招く可能性が高いため、反対します。</p> <p>理由</p> <p>1. 有害動植物の指定基準の不明確さ</p> <p>改正案では有害動植物の指定基準が明確ではなく、農業従事者や輸入業者にとって混乱を招く恐れがあります。透明性が欠如しており、基準の再検討が必要です。</p>	<p>1</p> <p>有害動植物の基準は、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3項において既に以下のとおり、定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「有害植物」とは、真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びにウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。</li> <li>・ 「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいう。</li> </ul>

	<p>2. 輸入検疫措置の過剰な強化</p> <p>厳格な検疫措置により輸入コストが上昇し、国内市場や消費者物価への影響が懸念されます。特に、輸入に依存する農産物業界が甚大な影響を受ける可能性があります。</p>	<p>また、有害動植物のうち、我が国の検疫の対象となる検疫有害動植物は法第5条の2第1項第1号及び第2号において以下のとおり定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内に存在することが確認されていないもの</li> <li>・ 既に国内の一部に存在しており、かつ、この法律その他の法律の規定によりこれを駆除し、又はそのまん延を防止するための措置がとられているもの</li> </ul> <p>なお、御指摘の透明性の確保については、法第5条の2の第2項に定められているとおり、検疫有害動植物の指定及び見直しに当たって、植物防疫検討会において検討が行われています。</p> <p>当該検討会の資料及び議事概要については、以下のURLにて公表されています。</p> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/kentoukai/230605.html">https://www.maff.go.jp/j/syouan/kentoukai/230605.html</a></p> <p>2</p> <p>海外からの病害虫の侵入を防止し、我が国の農業生産の安全を守るためには、水際対策として適切な輸入検疫措置を講じることが必要です。</p> <p>一方で、国際植物防疫条約において、植物検疫措置は、技術的に正当なもので、有害動植物の危険度に合致し、利用し得る最も制限的でない措置であり、人、商品及び運搬手段の国際的な移動に対する影響が最小となるものにより、制定で</p>
--	--	--

<p>3. 中小規模農家への負担        中小農家が防除措置や新たな設備投資に対応できず、廃業に追い込まれるリスクがあります。これにより、地域経済の衰退や農業従事者の減少が懸念されます。</p> <p>4. 環境への影響        化学農薬の使用削減が掲げられていますが、代替手段が不十分なため、適切な運用が難しく、結果として環境負荷が増加する可能性があります。</p> <p>5. パブリックコメント反映の不十分さ        意見募集期間が短く、提出された意見が十分に反映されていない点は、改正案の公平性や透明性を欠いています。</p> <p>提案        改正案を進める前に、以下を実施することを強く要望します。</p> <p>- 基準の明確化と透明性の向上</p>	<p>きるとされています。国際的な取り決めに基づき、引き続き適切に検疫措置を設定してまいります。</p> <p>3        本改正案は、海外からの検疫有害動植物の侵入による農業被害や農業従事者の防除負担が生じないように、諸外国に対し、我が国に植物を輸出する際に必要となる検疫措置を求めるものです。</p> <p>4        本改正案は、国内における防除の実施を求めるものではありません。</p> <p>5        本パブリックコメントの意見募集期間は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第3項に基づき、30日間設けています。        本改正案の検討に係る透明性を確保するため、御提案いただいた内容を含め、パブリックコメントに寄せられた御意見につきましては、十分に検討の上、公布の日までに御意見に対する考え方を公表しています。</p>
---	--

	<ul style="list-style-type: none"><li>- 農業従事者や輸入業者への影響評価の徹底</li><li>- 地域や中小農家への補助金や支援策の拡充</li><li>- パブリックコメントの意見反映の強化</li></ul>	
--	---	--

3	<p>農林水産物に係るものは PRA に基づいてリスク評価しているとのことですが、水際対策はリスク評価より漏れる事案は過去にありますか？また、リスク評価の期間は十分にとられていますか？</p> <p>人体に影響があるもの、生態系に影響があるものとオーバーラップする場合の厚生労働省や環境省、消費者庁との連携は必要だと感じます。他省庁との連携会議等はなされていますか？</p> <p>経済安全保障の観点からも国内生産品種の生産性を守ることは必要です。（国内農産物が根絶やしになるほどの病害虫等の出現、国内流入等）環境省、厚生労働省とは地球温暖化による防疫方法の変更、指定国、指定品種等の変更などをスピード感を持って対応できる体制の構築が必要と感じます。</p>	<p>有害動植物の我が国及び諸外国における発生状況等に関する情報を常時から入手・分析しつつ、リスク評価に漏れないよう、十分検討の上、我が国への検疫有害動植物の侵入防止のため、必要な水際対策を措置しております。</p> <p>また、検討に際しては、必要に応じて、食品安全、環境保全等、その検討内容に鑑み、他省庁へ情報共有を行い、連携して対応することとしております。</p>
---	---	---